

特集 / 変革期の会計制度

環境会計

環境庁企画調整局調査企画室

要約 企業の環境問題に関する取組みは、単なる公害問題から地球の環境問題へと拡大している。ここで環境会計とは、環境に関する企業活動を企業会計の中で示そうとする試みであり、言い換えれば環境に関してどれだけ経営資源を投入し、どれだけ成果を上げたかを測定する経営のツールといえる。欧米の先進的な企業では導入が進んでおり、日本でも平成11年3月に環境庁より「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン」の中間とりまとめが公表されたのを機に、企業の間で導入の気運が高まっている。ここでは、このガイドラインの中間取りまとめでの議論を中心に解説する。

1. 環境会計とは

持続可能な環境保全型社会を構築していくためには、経済各主体の自主的・積極的取組みが求め

られるが、中でも事業者は経済活動に占める地位がきわめて大きく、積極的な取組みを行っていくことが期待されている。事業者が環境保全への取組みを行っていくに当たり、環境保全に関する投資額や費用（環境保全コスト）を正確に把握・測定して集計・分析を行い、その投資効果や費用対効果を知ることが、取組みの一層の効率化を図るとともに合理的な意思決定を行っていくためにきわめて重要であると考えられる。ここで費用等を把握・測定するためのツールとして期待されているものが環境会計である。

環境会計とは、「企業が持続的発展を目指し、環境保全への取組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、企業活動における環境保全に関するコスト（投資額及び当期費用）とその効果を定量的に把握・公表するための仕組み」と定義することができ、イメージとしては表のようになる。

環境会計のイメージ	
コスト面	効果面
＊環境保全のためのコスト ・投資額 ・当期費用 （コストの性格により分類）	＊環境負荷の低減効果 ＊環境対策に伴う経済効果 ・事業収益 ・経費節約額 ・費用節約額

2. 環境会計の果たす機能

環境会計が果たす機能としては大きく二つに分けられる。

(1) 内部環境会計

企業の内部管理情報の仕組みとして、年々負担の増大する環境保全コストの管理や、環境対策の費用対効果分析を可能にし、効率的かつ効果的な環境投資を促す機能を果たす。事業者にとって自社の環境保全コストを正確に把握することは、環境マネジメントシステムを的確に構築し、運営していくに当たって有効であり、また必要であるといえる。つまり、自らの環境パフォーマンスを測り、管理し、取組みの効果を評価する指標の一つとして環境保全コストを活用することができる。

(2) 外部環境会計

企業の環境保全への取組み状況を定量的に公表する仕組みとして、利害関係者の経済行動に影響を与える機能を果たす。また、企業の環境格付けの要素や経営リスク・収益性に関わる情報となっており、株価安定や円滑な資金調達面で副次的な効果も期待できる。具体的には、環境会計として提供される情報が、株主等のステークホルダーにとっては利益への影響度合いに関する情報となって投資等の判断に役立ち、消費者にとっては事業者の環境保全への取組みの情報となって商品やサービスを選択する際の判断に役立つ。

日本企業の取組み状況

3. 「環境にやさしい企業動向調査」より

環境庁の「環境にやさしい企業動向調査」(平成10年度)によれば、環境保全に関する投資額または経費について、そのどちらかでも集計しているとした上場企業は33.4%に上っている。また、

その環境保全コストの集計結果の利用目的としては、「自主的な環境管理」が最多であり、次いで「投資効果分析」と「コスト削減」が主な利用目的となっている。ただし、決算として環境会計を対外的に公表した企業は十数社にとどまっており、まだまだ一般化には程遠い現状である。

そこで企業における環境会計導入を推進していくためには、どのような支援や推進策が必要かという問題が生じてくる。「環境にやさしい企業動向調査」(平成10年度)では求められる支援・推進策の設問について、回答が得られたうち約8割以上の企業から、実際に環境保全支出の把握を行っている企業の事例紹介、把握・集計等に関する指針・ガイドラインの作成を求める回答が寄せられた。事業者が環境会計活用の意向があっても単独での取組みは困難なため、ガイドラインの必要性を訴えているという現状が示されており、こうしたことから、環境庁では平成8年度より「環境保全コストの把握に関する検討会」を設置して研究を進めてきた。平成11年3月に発表された「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン」の中間取りまとめは、この検討会の成果としてまとめられたものである。次項ではこのガイドライン(中間取りまとめ)について概説する。

4. 「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン」の中間取りまとめ

(1) 環境保全コストの定義

ガイドラインでは、環境保全コストは事業者の事業活動に起因する環境への負荷を低減させること等を目的としたコストおよびこれに結びついたコストであり、当期費用と投資額の両方を含む。集計の範囲は連結決算の対象である全グループで

の集計が望ましいとしながらも、導入期であることを踏まえて、まずは集計しやすい単位・区分からでもよいとしている。コストとしては、外部不経済として企業ではなく社会が負担しているコストも考えられるが、本ガイドラインでは当面含めず今後の検討課題としている。

(2) 環境保全の定義

ガイドラインでは、環境保全とは事業者等の事業活動により環境に加えられる影響で、環境保全上の支障の原因となる恐れのある環境負荷の低減のための取組みとしており、具体的には以下の4点を挙げている。

- ① 事業者等の事業活動による地球全体の温暖化またはオゾン層破壊の進行、海洋の汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全のための取組み。
- ② 公害などの環境保全上の支障のうち、事業者等の事業活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずる公害の防止のための取組み。
- ③ 天然資源の使用削減、再利用、リサイクル等（水を含む）のための取組み。
- ④ その他、事業者等の事業活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのある環境負荷の低減のための取組み。

(3) 集計にあたっての基本的考え方

環境に係る法規制を遵守するためのコストおよび純粹に環境負荷低減のためにのみ支出されたコストは全額集計する。ただし、環境保全コストは、環境保全目的以外のコストと結合し、複合的なコストとして発生している場合、環境保全目的

以外のコストを控除した差額を原則とする。差額の厳密な集計が困難な場合は、事業者の一定の考え方等に基づいて按分法をとってもよいとしている。

(4) 環境保全の取組み等との関係

公表する環境保全コストのそれぞれに対応して、その取組みの内容・効果・環境負荷データ等が環境報告書等に掲載され、その関係が明示されていることが望ましい。

(5) 環境保全コストの分類

ガイドラインでは環境保全コストについて以下の6項目に分類している。

- ① 環境負荷低減に直接的に要したコスト（直接環境負荷低減コスト）

公害防止コスト（公害防止のために生産設備の末端に付加した設備・施設あるいは生産設備の末端での取組みのためのコスト）、地球環境保全コスト（公害防止設備以外で温暖化防止・オゾン層保護・省エネルギー・国際条約で取り決めた規制や取組みのためのコストなど）、産業廃棄物および事業系一般廃棄物の処理・リサイクルコスト。
- ② 環境負荷低減に間接的に要するコスト（環境に係る管理的コスト）

事業者等の事業活動に伴い発生する環境負荷を低減することに、間接的に貢献する取組みのためのコストおよび事業者等が購入・消費する資源・エネルギーの生産等に伴い、当該事業者の上流側で間接的に排出される環境負荷を低減させる取組みのためのコスト。
- ③ 生産、販売した製品等の使用・廃棄に伴う環境負荷低減のためのコスト

当該事業者が生産・販売した製品、容器包装等消費・廃棄等に伴い当該事業者の下流側で間接的に排出される環境負荷を低減させる取組みのためのコストおよびこれに関連したコスト。

④ 環境負荷軽減のための研究開発コスト（環境 R & D コスト）

当該事業者が研究・開発コストとして把握しているもののうち環境に関わるコスト。

⑤ 環境負荷低減のための社会的取組みに関するコスト（環境関連社会的取組みコスト）

自らの事業活動に直接的には関係ないものの、環境負荷低減あるいは環境保全の社会的取組みのためのコスト。

⑥ その他環境保全に関連したコスト

ガイドラインでは環境保全コストの把握のために内部の集計用の表を添付している。これらの表の活用については、当初からすべての項目について正確に把握することは困難な場合が考えられるため、事業者の実態に合わせて可能な項目から取り組むことを勧めている。

実際に活用していく上で、実務面からの課題が発生することが予想される。また、業種によっても環境に関わるコストの性質が違ってくることもあり得る。こうしたことから環境庁では、幅広い業種から協力企業の参加によりガイドラインの試行実施を行い、その結果出てくる問題点や提案を受けてガイドラインを改善していくこととしている。

5. 今後の課題と展望

上記4で概要を説明した「ガイドライン（中間とりまとめ）」では、環境会計は環境保全コストの把握を行うという役割にとどまっているが、今

後環境会計が十分機能していくためには、環境保全コストに対する効果を定量的に測定・把握する手法の確立が欠かせない。またコストの考え方も中間取りまとめではたたき台としての役割であるとされているため、正確な把握・測定のためには一層の精緻化が求められる。

環境会計の企業会計との関連性を重視すれば、比較可能性や情報の正確性という通常の企業会計概念で求められる規範性との対応も課題として挙げられる。現在、環境会計については導入期ということもあり、各企業のまとめ方には相当偏りがある。コスト・効果の測定の部分一つをとっても数量表示、物量表示、独自の指標で表示したものとさまざまであり、各企業ごとの比較は困難である。また情報の正確性という点では、内部会計としてはもちろん重要であり、外部会計としても企業のディスクロージャーの最低条件となる事柄であるが、この正確性をいかなる形で保証するのが（会計監査。厳密には第三者による外部監査）という問題がある。

また、現状では環境会計の公表について一部の大企業のみにとどまっているが、環境保全活動への取組みは事業者の規模の大小を問わず重要であり、中堅・中小企業も環境会計をツールとして活用できるように裾野を広げていく必要もある。

今後、各企業・学会・行政・会計士などの専門家が連携して国際動向にも注視しつつ、情報収集・試行を継続し、ガイドラインの確立に向かって取り組む必要がある。